

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4 階

暗号資産の税金が大きく変わります。

Q 令和 8 年税制改正で暗号資産（仮想通貨）に係る課税方法が大きく見直しされたとのことですが、これはどのような内容でしょうか？またどのような暗号資産がその対象となるのでしょうか？

解説

今までは雑所得として、給与などほかの所得と合算されていましたが、将来的には、一定の暗号資産については**申告分離課税**が適用されます。

1. 改正前の取り扱い

原則として**雑所得**として課税されていたため、給与などと合算して課税されていました。そのため、所得が高い人ほど税率が高くなり、所得税と住民税を合わせると、**最大約 55% の税率**になることとなります。

2. 改正後の取り扱い

一定の暗号資産について、**申告分離課税**が導入されます。主なポイントは下記です。

- ①税率は復興特別所得税をあわせて、**20.315%**
- ②他の所得とは分離して課税
- ③損失は一定の要件のもと **3 年間の繰り越し控除が可能**
- ④一定の書類を添付して確定申告をすること
- ⑤適用開始は**令和 10 年（2028 年）**の見込み

3. 対象となる暗号資産

対象となるのは、**金融商品取引法上の「特定暗号資産」を、登録された暗号資産取引業者を通じて売却した場合等**に限られます。例えば、海外の取引所での取引や個人間取引などは分離課税の対象外となる可能性が高いです。

要するに…

今回の改正は、暗号資産投資家にとっては大きな転換点となる内容です。一方で、対象となる暗号資産や取引方法には条件があり、すべての取引が 20.315% の分離課税となるわけではありません。暗号資産の取引を行っている方は、ご自身の取引が新制度の対象となるかを確認し、今後の売買や資産運用方法を検討することをおすすめします。